

現物出資に係る事業用資産についての贈与税の納税猶予の継続届出書
相続税

税務署
受付印

令和____年____月____日

____税務署長

届出者 住所 下 _____

氏名 _____
(電話番号 _____)

租税特別措置法 第70条の6の8第1項 贈与税 第70条の6の10第1項 相続税 の規定による の納税の猶予を引き続いて受けたいので、

次に掲げる税額等について確認し、同条 第9項 第10項 の規定により関係書類を添付して届け出ます。

事業用資産の 贈与を受けた 年月日 相続(遺贈)があった			令和____年____月____日		
事業用資産の現物出資をした年月日			令和____年____月____日		
贈与者 被相続人	住所		氏名		

この届出書は、承継会社、贈与者・被相続人ごとに作成してください。

1 特例(贈与・相続)報告基準日(以下「報告基準日」といいます。) 令和____年____月____日

2 1の報告基準日における猶予中 贈与税 額 _____円
相続税

3 1の報告基準日において有する特例(受贈)事業用資産である承継会社の株式等(以下「承継会社株式等」といいます。)の数又は金額 _____株(口・円)

【承継会社株式等の内訳等】※ 記載に当たっては、裏面の「2 記載方法等」の③をご覧ください。

	前の贈与者に関する事項			左に係る 株式等の数又は金額
	贈与年月日	氏名	この届出書を提出する時点の住所	
免除対象贈与に係るもの	・	・		株(口・円)
	・	・		株(口・円)
	・	・		株(口・円)
上記以外				株(口・円)

4 承継会社の名称 _____

5 1の報告基準日の直前の報告基準日の翌日から1の報告基準日までの間に、特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合、差額免除・追加免除に係る贈与税・相続税額の通知があった場合又は再計算免除贈与税・相続税額の通知があった場合には、その明細を「現物出資に係る事業用資産についての納税の猶予に係る期限が到来した又は免除された猶予中贈与税額・相続税額の明細書(継続届出用)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

【添付書類】

- (1) 「現物出資に係る承継会社に関する明細書(継続届出用)」及び「(同)別紙」
- (2) 承継会社に係る報告基準日における次に掲げる書類
- ① 定款の写し
 - ② 株主名簿の写しその他の書類で承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類(承継会社が証明したものに限りです。)
 - ③ 1の報告基準日の直前の報告基準日の翌日から1の報告基準日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し
 - ④ 1の報告基準日の直前の報告基準日の翌日から1の報告基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、裏面の4に掲げる書類

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

※	通信日付印の年月日 年 月 日	(確認)	入力	確認	納税猶予整理番号
---	--------------------	------	----	----	----------

※欄は記入しないでください。

記載方法等

1 届出書を提出する者

承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けた特例事業受贈者・相続人等は、特例（贈与・相続）報告基準日*の翌日から3か月を経過する日までに特例（受贈）事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予（租税特別措置法第70条の6の8第1項・第70条の6の10第1項）を引き続き受けた旨を税務署長に届け出る必要があります。

※ 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して3年を経過するごとの日をいいます。

2 記載方法等

(1) 表題や本文の「^{贈与税}
相続税」などの箇所については、該当する部分以外の文字を二重線で抹消してください。

(2) 「^{贈与者}
被相続人」欄には、特例事業受贈者に係る贈与者又は特例事業相続人等に係る被相続人の住所及び氏名を記載してください。

(3) 3の【承継会社株式等の内訳等】欄は、贈与税の納税猶予（租税特別措置法第70条の6の8）の適用を受けている特例事業受贈者が報告基準日の直前において有する承継会社株式等の内訳について、次により記載します。

イ 報告基準日の直前において有する承継会社株式等のうち、当該特例事業受贈者に贈与をした贈与者の免除対象贈与に係るものは「免除対象贈与に係るもの」欄に、それ以外のものは「上記以外」欄に、それぞれ記載してください。

ロ 「前の贈与者に関する事項」欄は、前の贈与者ごとに、その者が贈与をした年月日、氏名及び住所（この届出書を提出する時点の住所）を記載してください。

※1 「免除対象贈与」とは、特例事業受贈者に係る贈与者の贈与が租税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与である場合の当該贈与をいいます。

2 「前の贈与者」とは、租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項に定める者に免除対象贈与に係る特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。

3 「特例事業受贈者・相続人等」とは、

(1) 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。

(2) 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の10第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。

4 報告基準日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日からその報告基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。

（提出書類）

① 合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し

② 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限り、合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。）